

営業許可書

営業者住所 東京都渋谷区笹塚一丁目59番10号

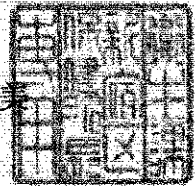
営業者氏名 株式会社きむら家

〔 法人の場合は、その名称
及び主たる事務所の所在地 〕

令和 2年11月 4日付けで申請のあった営業については、
食品衛生法第52条の規定により下記のとおり許可します。

令和 2年11月11日

新宿区保健所長 高橋 郁美



記

- 1 営業所の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル 1階
- 2 営業の種類 飲食店営業
- 3 営業所の名称、屋号又は商号 カレーハウスCOCO老番屋新宿NSビル店
1階
- 4 許可条件

本許可の効力は 令和 2年12月 1日から
令和 9年11月30日までとする。

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に
対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、
この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として（訴訟に
おいて新宿区を代表する者は新宿区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分が
あつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の
取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する
裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注意
- 本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意志のある方は、許可期限満了
の約1か月前に許可更新申請書を忘れず提出して下さい。
 - 申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条別表2の施設基準に合致
しない場合は許可されません。あらかじめ改善しておいて下さい。
 - 許可書又は許可済標識は、必ず見やすいところに掲示して下さい。

届出事項

収受年月日 収受番号	及び	件	名	印
第 号				印
第 号				印
第 号				印